

○津軽広域連合規約の一部を変更する規約の施行期日を定める規則

(平成25年 7 月 9 日規則第 3 号)

津軽広域連合規約の一部を変更する規約（平成25年 7 月 5 日告示第 8 号）の施行期日は、平成25年 7 月27日とする。